

140302	公園・遊園地																				
140309	その他の接客 娯楽業 —その他													1			2			3	
1403	その他の接客 娯楽業		1		1		1	1		1	2		1	2	1	3		2	1	18	
14	接客 娯楽業		1		1		1	2		2		1	2		1	3		2	1	20	
150101	ビルメンテナ ンス業																				
150102	産業廃 棄物処 理業						1							1					2	1	6
150103	その他 の廃棄 物処理 業		1		1																2
150104	火葬業																				
150105	と畜業																				
150109	その他 の清 掃・と 畜業																				
1501	清掃・		1		1		1							1					2	1	8

1601 官公署																								
16 官公署																								
170101 派遣業																								
1701 派遣業																								
170201 警備業																								
170202 情報処 理サー ビス業																								
170209 その他	1					1																2		
1702 その他 の事業	1					1																2		
17 其 他の事 業	1					1																2		
0 全産 業	11	3	4	7	4	8	3	1	2	1	7	2	1	2	2	3	1	3	3	1	5	2	1	77

出典：<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/tok/anst00.htm> (MHLW, Japan)

不整地運搬車を起因物（小）とする死亡災害事例（2012-2020年）

年	月	発 生 時	死亡災害事例	業種 (小) コード	事故 の型 コー ド	労 働 者 規 模
2012	7	16 ～	林道専用道を新設する工事において、ドラグショベルで地山を掘削し、2台の不整地運搬車で盛土箇所まで残土を運搬する作業を行っていた。被災者は、不整地運搬車の運転に従事し、もう1台の不整地運搬車とすれ違うため、運行	30106	1	10 ～

	17	経路の途中にある広い幅員が確保された沢側の待機場所で待機していたところ、10m下の沢に不整地運搬車とともに転落した。なお、路肩が崩壊した形跡は見当たらない。			29
2012	1 9 ～ 10	発生した残土を運搬するため、運搬路上を不整地運搬車で走行中、当該機械とともに転倒し、退避しようとした被災者の上に当該機が覆い被さる状態で激突し、当該機は運搬路の側方にある排水路まで転落、被災者は運搬路上に倒れこんだ。なお、発生場所の運搬路の傾斜角度は25度であった。	30109	2	10 ～ 29
2013	12 ～ 12	用水路の補修工事中、モルタル運搬のため、不整地運搬車（最大積載量990キログラム）の運転席に乗り、後進していたところ、後方の橋の桁下と不整地運搬車の運転席前の手すりとの間に、被災者の上半身が挟まれた。	30107	3	1 ～ 9
2013	12 ～ 10	最終処分場覆土工事において、被災者は、延長約50m、勾配約20度の通路を法面上部から施工場所まで不整地運搬車（車幅1.56m）を運転して土砂の運搬作業をしていた際、路肩から車両ごと斜面（勾配約35度）を転落した。	30199	1	10 ～ 29
2014	8 ～ 14	不整地運搬車を移動させていたところ、操作を誤り、足場の横流し単管パイプと不整地運搬車の機体の一部に挟まれた。	30209	3	10 ～ 29
2014	4 ～ 14	被災者は、杉の玉切り材を不整地運搬車に積載するため、不整地運搬車を造材作業箇所まで運転中、土場から81.5m上った作業路にて、不整地運搬車が路肩から20.8m斜面を転落。被災者は、不整地運搬車の下敷きになった。	60201	1	10 ～ 29
2014	2 7 ～ 8	被災者は、貨物自動車の荷台で荷台上を前進する不整地運搬車の誘導を行っていた。不整地運搬車が停止した直後、運転手が所定位置に止められたかを確認するため運転席から顔を出した際、ブレーキペダルを踏んでいた右足が浮いて前進し始めた。運転手はブレーキペダルを踏もうとしたが、誤って右隣のアクセルペダルを踏んだことからさらに前進した。この結果、被災者は不整地運搬車前方と貨物自動車の鳥居部の間に胸部を挟まれた。	30107	7	30 ～ 49
2015	2 ～ 20	被災者は、不整地運搬車の荷台を上昇させ、同車の左側面から荷台下の状況を目視していたものであるが、その後、頭部と上半身が同車の荷台と車体の間に挟まれたもの。	40301	7	1 ～ 9
2016	11 ～ 17	積載荷重4t不整地運搬車の点検作業において、ダンプアップした荷台の下に入り、油圧ホースの点検を行っていたところ、油圧ホースが接続部から抜けて不意に降下した荷台とクローラとの間に挟まれた。	80409	7	1 ～ 9
2016	11 ～ 11	林業現場において、伐木後の玉切り、枝払い等により出た端材を不整地運搬車に乗せて運搬する作業中、作業道を後進していた不整地運搬車とともに路肩から2m転落、横転し、その弾みで根株に顔面を強打した。	60209	1	1 ～ 9
2016	11 ～ 10	キャリアダンプ（不整地運搬車）の荷台に生コンを入れて所定の箇所に輸送後、Uターンをして、戻ろうとしたところ、誤って道路脇斜面に転落した。運転していた被災者は、キャリアダンプ（不整地運搬車）とともに斜面に転落し、死亡した。	30106	1	1 ～ 9
2017	6 ～ 17	ほ場整備に関連する区画整理及びその付帯工事において、高さ約2メートルの仮置き土砂の山の斜面で、不整地運搬車に搭載した掘削土砂を排土していたところ、不整地運搬車が傾き浮き上がりそうになった。身の危険を感じた被災者は運転席から離れようとした際につまずき、地面へ墜落した。	30109	1	10 ～ 29
2017	5 ～ 8	林道改良工事現場において、不整地運搬車を運転して残土運搬のため、作業道を積み込み場へ移動していた際、不整地運搬車を方向転換させるために路肩に寄せて走行していたところ、路肩から斜面を17m下の河川まで転落し、被	30106	1	1 ～

	9	災した。			9	
2017	4	10 ～ 11	採石場において、労働者3名で不要な土砂の掘削・搬出を行う表土剥ぎ作業を行っていた。被災者はクローラダンプ（不整地運搬車）を使用し土砂の運搬を行っていたが、土砂の排出場所である路肩から、約5メートル下の土砂集積場にクローラダンプごと転落した。	20202	1	1 ～ 9
2018	6	8 ～ 9	被災者は、事業場敷地内、整備工場において、不整地運搬車（最大積載荷重3.8トン）の整備を行っていた。不整地運搬車の荷台を上昇させ、荷台下から運転席のアワーメーターの修理作業をしていたところ荷台が下降し、荷台と車体にはさまれたもの。不整地運搬車の整備は、被災者のみで行っており、目撃者はおらず、荷台と車体にはさまれた状態で同僚に発見された。	11702	7	10 ～ 29
2019	11	16 ～ 18	農地の用水路改修工事において、用水路の基礎生コン打設のため不整地運搬車に生コンを積んで打設箇所まで運ぶ作業を行っていた被災者が、6回目の打設のため不整地運搬車を運転して生コンが積まれた3tダンプの方まで向かったが、時間が経過しても打設箇所へ生コンが運ばれてこなかったため、他の作業者が3tダンプの方に確認に行ったところ、路肩から約3.5m下に転落した不整地運搬車の下敷きになった被災者を発見した。	30199	1	10 ～ 29
2019	11	14 ～ 16	ソーラー発電所建設工事現場において、台風で崩れた法面を復旧するため、不整地運搬車で土砂を運んでいた被災者が、当該法面の上方の路肩から転落し、当該運搬車の下敷きになり死亡した。被災者が運転していた不整地運搬車は最大積載量990kgであった。被災者は、調査時の資料によると特別教育を受けていない。	30199	1	1 ～ 9
2019	10	12 ～ 14	被災者と同僚作業員は丸太搬出用の林道補修作業を行っていた。被災者は同僚がドラグショベルで積み込んだ川砂利を不整地運搬車により傷んだ林道へ運搬作業をしていたところ、5～6回目の砂利をダンプし旋回等をしているときに、林道の路肩から6.2メートル下の川に不整地運搬車ごと転落した。終業後に所在不明となっていた被災者を代表者が捜索していたところ林道脇で不整地運搬車の下敷きになっている被災者を発見した。	60201	1	1 ～ 9
2019	8	16 ～ 18	橋梁補修工事現場において、当日の作業が終了し、クローラダンプ（小型不整地運搬車）を橋下の工事箇所から橋上につり上げるため、当該クローラダンプを運転して所定の位置に移動させようと後進させていたところ、土止め支保工の火打ちばりのH型鋼の下に潜り込むように進入してしまい、当該H型鋼と当該クローラダンプの運転席の間に挟まれたもの。	30105	3	10 ～ 29
2019	5	10 ～ 12	スキー場の営業終了に伴う片付け作業において、不整地運搬車の荷台に労働者2名を乗せて移動していたところ、残雪があり坂を登ることができず滑り落ち路肩へ横転した。荷台に乗っていた労働者1名は荷台から投げ出され脳挫傷のため死亡し、運転手は左手指の粉碎骨折を負った。	140309	1	30 ～ 49
2020	4	10 ～ 12	アスファルトガラ等を破砕する施設内において、被災者が単独で、ホッパーやベルトコンベアの下に堆積した土砂の除去作業を行っていた。ドラグショベルで土砂をキャリヤダンプ（不整地運搬車、最大積載量990kg）に積み込んだ後、ダンプの運転席に乗車、運転して後進させていたところ、背後にあった設備の階段に激突、階段に押された運転席シートの背もたれとダンプの荷台の間に胸部を挟まれた。	10909	7	10 ～ 29
2020	3	6 ～ 8	木材搬出現場において、被災者は不整地運搬車を運転して積載した土砂を作業道におろす作業を行っていたところ、不整地運搬車右後方を山側法面に乗り上げて横転したために運転席から投げ出されて、不整地運搬車の運転席側面の下敷きとなった。	60201	2	10 ～ 29

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SIB_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_02.html